

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例一抄一

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、市長の附属機関にあつては別表第1、教育委員会の附属機関にあつては別表第2のとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が1年以内の附属機関を置くことができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

(委員の委嘱等)

第3条 附属機関（前条第1項及び第2項の附属機関をいう。以下この条、次条第1項及び第5条から第8条までにおいて同じ。）の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期の特則等)

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

(特別委員及び専門委員)

第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

(部会)

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

―抄―

別表第1（第2条関係）

―抄―

3 総合企画局の所管に属する附属機関

京都市総合 計画審議会	本市の総合計画（本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するために市政全般にわたり総合的かつ体系的に定める基本計画をいう。）について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	20人以内	2 年

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
令和6年7月3日

京都市長 松 井 孝 治

京都市条例第 2 号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。
別表第1 3京都市国際交流・多文化共生審議会の項を次のように改める。

京都市総合 計画審議会	本市の総合計画（本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するために市政全般にわたり総合的かつ体系的に定める基本計画をいう。）について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	20人以内	2 年

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（総合企画局都市経営戦略室）